

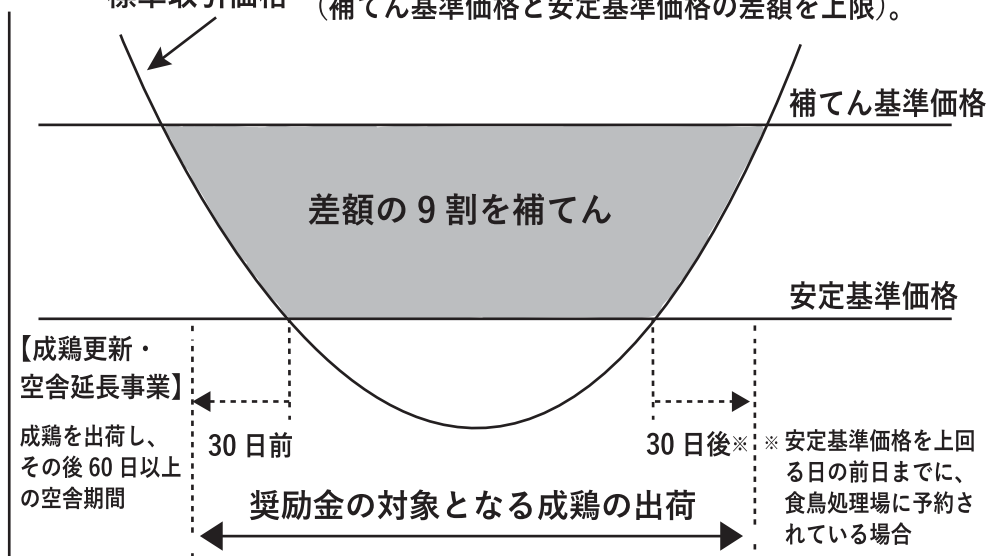
令和2年度の鶏卵生産者経営安定対策事業

〈事業のイメージ〉

[価格]

標準取引価格

毎月の標準取引価格が補てん基準価格を下回った場合、経営規模にかかわらず、その差額の9割を補てんする（補てん基準価格と安定基準価格の差額を上限）。



【成鶏更新・空舎延長事業】

成鶏を出荷し、その後60日以上
の空舎期間

30日前

30日後※

※ 安定基準価格を上回る日の前日までに、食鳥処理場に予約されている場合

〈事業の流れ〉

【積立金】国：生産者 = 1：7

鶏卵価格差
補てん事業



【協力金】国：生産者 = 3：1

成鶏更新・
空舎延長事業

